

山形県フットサルリーグ(男女) 運営申合せ事項

1. 帯同審判について
 - (1) 各チーム、それぞれ割当協力いただくことになり、2名の内1名は第2審判員の割当になる為、F3級以上の有資格者を準備すること。その際、第2審判員担当者はMCMへの出席を義務とする。
 - (2) チーム加盟申込書に明記登録以外の審判員が帯同になる場合は、MCM時に会場責任者に審判証を提示を求める場合もあります。
 - (3) 審判部より研修、試験等で審判部より第2審判員も派遣になる場合は、第3審判員が帯同F3級以上タイムキーパーが帯同F4級以上保持者が行うものとする。なお、当日の試合担当時に派遣調整できなかった場合、リーグ運営に支障を及ぼす可能性がある観点から、以下事項を採用する。
 - ① チームの責において、当日の他参加チーム帯同審判の方に直接交渉し、帯同審判員を依頼することを認める。但し、その場合は当該試合への影響を考慮し調整すること。また、派遣調整の結果をマッチコミッショナーに報告し承諾を得ること。
 - ② 当該チームにて他参加チーム帯同審判の方の調整不可、若しくは会場責任者の承諾を得られなかった場合は、派遣不可とみなしマッチコミッショナーと当日の審判主管者との間で協議し、当日派遣されたYFA所属の審判員より割当調整を行う。若しくは、改めてマッチコミッショナー又は、審判主管者より、他参加チーム帯同審判の中から帯同審判員を調整し審判員の派遣を行う。
 - ③ 審判員の派遣不可と判断された場合、そのチームの当該試合については、公式採用とせず要因となったチームの勝点を0、スコアを【0-5】とし敗戦したものとみなす。それ以後の処置について、リーグ規律委員会で処理する。
 - ④ 当該審判割当担当後に審判派遣不可チームが試合の場合、当該試合について互いのチーム協議の上、交流試合として実施しても良い。
2. 選手の番号
選手の番号については、自由番号制とし特に固定しない。但し、メンバー提出用紙に記載する選手氏名と番号が一致していること。又、使用する番号は1~99とし、0及び3桁以上の番号は使用できない。
3. 登録選手の変更
新たに追加、又は削除する場合の最終締め切りは12月 6日迄とする。詳細は別紙の【山形県フットサルリーグ選手登録規定】を参照のこと。
4. ユニフォーム広告申請
ユニフォームの広告表示についてJFAへ申請受理された回答文書及び、広告デザインを運営事務局に、試合前日までにメールにてデータで提出すること。
※提出先: 山形県フットサルリーグ事務局 奥山英幸
メールアドレス ioai8001@hinanet.ne.jp
5. 使用するシューズ
使用できるシューズの靴底については、飴色若しくは白色とし他色に着色されたものは一切使用できない。但し会場の使用規定に伴う為曖昧な色や判断が付かない場合は、会場責任者の指示に従うこと。
6. 試合成立の人数
 - (1) 競技における公平、公正、双方の試合に対するモチベーションの観点から試合開始前のメンバーチェック時にチームの選手が5名に満たない場合、試合は成立せず当該試合を没収し、当該チームの勝点を0、当該チームのスコアを【0-5】とし敗戦したものとみなす。
 - (2) 競技途中での選手の退場、または、不測の事態でチームの選手が3名未満になった場合、試合を没収し当該チームのスコアを【0-5】、若しくはその時点で得点差がそれ以上であればそのスコアで敗戦したものとみなす。
7. ウォームアップエリア
競技中のウォーミングアップエリアは通常ベンチ後方に設けるが、会場の使用状況、広さ等会場の状況により影響されるため特定箇所のエリアを設けません。よって、競技中のウォームアップエリアについては会場責任者の指示に従い、指定箇所でのみ実施すること。
8. 競技中の飲水物
 - (1) インターバルを含む競技中の飲水は、決められた場所で取り飲料水の種類は、水のみとする。
 - (2) 飲水物の容器は、外見から飲料水の種別が容易に判別できるものを使用し、補充用はクーラーボックス等で保管すること。
9. 災害対応
地震などの、災害時は利用施設の災害マニュアルに従い避難すること。
10. 会場利用について
 - (1) 参加チーム各位は、必ずゴミ等は持ち帰ること。施設内でチームから出たゴミ等がそのまま会場に残っている場合、規律委員会へ通知した上で処分の対象といたします。
 - (2) 喫煙については、会場の指定場所にて行うこと。
 - (3) 会場内では、外履き、屋内履きの履き替えを徹底すること。
 - (4) 指定場所以外での、ボールの使用は行わないこと。

山形県フットサルリーグ(男女) 選手／役員登録規定

1. 本リーグ登録の際は、リーグ申込書に必要事項を記入し提出すること。【18歳未満の選手登録は、保護者の同意書を添付すること。】
2. 仮選手証での登録及び、試合出場は一切認めない。
- 3-1 **【追加登録(新規及び移籍登録について)】**
 - ①登録期間は、4月1日～翌年3月31日とする。
 - ②選手は、取扱いに登録されたチームに所属するものとする。
 - ③JFAフットサルチーム登録手続きが完了した選手のみが、チーム登録されるものとする。
 - ④移籍を希望する場合でチーム代表者の承諾及び移籍元リーグ抹消手続きが無い場合、期間の移籍はできない。
- 3-2 **【新規追加登録について】**

期間中において、どのチームにも所属しない選手がリーグのチームに登録する事を指すものとする。

 - ①選手の追加(新規)は、期間中であれば受付を行う。
 - ②新規追加登録を希望する選手は、JFAフットサルチーム追加登録を行う。
 - ③選手証が届き、JFAフットサル大会選手変更届に追加内容を明記し、宣誓書(指定書式)を添付の上、事務局へ提出する。
 - ④FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ⑤書類に不備がある場合、代表者へ登録メールアドレス宛にメールにて連絡いたします。
 - ⑥事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。**そのメール通知後14日目(審査期間)**から出場可能になります。
例:7月1日受理 ⇒ 7月15日以降の試合出場可能になります。
- 3-3 **【移籍追加登録について】**

期間中に地域及び都道府県チームのいずれかに所属している選手が、他チーム、又は他リーグのチームへ登録を移すことを指すものとする。

 - ①選手の移籍は、各県所属リーグの第1節終了翌日より受付を行う。
 - ②移籍する選手は、登録されていたチームの代表者から移籍承諾書を受け取り、チーム代表者等は移籍元リーグ事務局へ大会選手変更届を提出する。
を明記し、移籍承諾書、登録抹消の写しを添付し移籍先リーグ事務局へ提出する。
 - ③移籍元リーグ事務局から登録抹消の承認を得たことを確認すること。
 - ④FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ⑤事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。**そのメール通知後14日目(審査期間)**から出場可能になります。
例:7月1日受理 ⇒ 7月15日以降の試合出場可能になります。
 - ⑥地域リーグへの移籍は、地域リーグの1次登録が終了するまで認めない。
- 3-4 **【削除について】**
 - ①選手の削除は、各所属リーグの第1節終了後翌日より受付を行う。
 - ②チーム代表者等は、大会選手変更届を事務局へ提出する。
 - ③FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ④事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。
- 3-5 受付期間は、**最終試合の14日前迄**とする。(以後は如何なる理由があろうと一切受付けない。)
4. **【チーム代表者を変更する場合】**
 - ①すべての書類やリーグ運営方針などの引き継ぎは、新旧代表者間で行ったうえ、代表者を変更する旨と新旧代表者の連絡先、署名、捺印を明記のうえ事務局へ提出する。書式は自由とするが必ず連絡が取れる電話番号、メールアドレスを記入のこと。
 - ②FAXでの受付や会場での受付は行わない。
 - ③事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。
代表者変更は、受理後即日有効となる。
 - ④リーグに関する各種権限は、代表者に付与するものとする為、変更手続きがなされていない場合、シード権等の権利が付与されないものとする。
5. 移籍については、リーグ内で一度登録したチームへの再登録は原則認めない。
6. **【書類提出先】** 山形県フットサルリーグ事務局 奥山 英幸
〒999-3531 山形県西村山郡河北町字畑中90 又は、メールアドレス ioai8001@hinanet.ne.jp
(メールにて各書類を提出する場合、PDF形式にて添付提出すること。)
7. 登録する選手については、一般財団法人日本フットサル連盟に選手1名につき2,000円の選手登録料を収めること。